

市長への手紙・FAX・電子メール

あなたの「声」をお聴かせください

「市長への手紙・FAX・電子メール」は、市民のみならずが日ごろ感じている市政に対する提言・要望・意見など「生の声」を幅広く聴き、今後の市政に反映させていくための制度です。

寄せられた提言などは担当課で

協議した上で市長に報告され、その後市長から書面で回答します。住所・氏名・電話番号は必ずご記入ください。なお、回答に要する期間は、事案によって2カ月程度かかる場合もありますのでご了承願います。

また、これら広聴制度に限らず、

担当課でも所管の事務事業に対する提言などをお受けしますので、市長からの回答を希望しない場合は、直接担当課（不明な場合は市民相談所）へ連絡してください。

市長への手紙

市役所や公民館など市の公共施設や金融機関、農協などに所定のハガ



ホームページのアドレスは<http://www.city.narita.chiba.jp>

キ（受取人払い）を設置していただきます（任意なものでもかまいません）。

市長へのFAX

NTT成田局管内（0476局）からであれば、フリーダイヤルのため料金はかかりません。FAX番号は次のとおりです。

0120 8602279
ハローでつなく

市長への電子メール

市のホームページ（アドレス<http://www.city.narita.chiba.jp>）の「市長への電子メール」に接続するインターネットを通じて送信することができます。

みなさんから寄せられた主な内容と市の回答は、市のホームページ「市長へのメールQ&A」で紹介しています。市のホームページは、市役所1階行政資料室、保健福祉館、市立図書館でもご覧いただけます。

くわしくは市民相談所（☎20・1507）へ。

成田駅周辺の違法駐車

やめよう！

自分勝手な迷惑駐車



違法駐車は通行の妨げに

市では、平成5年にJRと京成成田駅を中心とした半径約300mの主要幹線道路を違法駐車等防止重点地域に指定しました。駅周辺の道路に違法駐車している車は、緊急車両や路線バスの通行を妨げるばかりが、事故の原因になるなど、市民生活に大きな影響を及ぼしています。

この地域では、公安委員会から委嘱された成田地域交通安全活動推進委員協議会が巡回し、迷惑駐車をしないよう呼びかけています。

また、ドライバーが不在の場合にはワイパーに警告票を挟み、車



の移動を促すとともに、悪質な駐車車両は警察へ通報し、取り締まりを要請しています。

駐車する場合は、交通ルールを守り、最寄りの駐車場を利用するようにしましょう。

くわしくは市民生活課（☎20・1527）へ。

今月の納税

国民健康保険税（第5期分）

介護保険料（第5期分）

納期...11月16日（土）～12月2日（月）

国民健康保険税・介護保険料は必ず納期内に納めましょう。くわしくは保険年金課（☎20-1526）へ。

相談日

市民相談所(☎20-1507)

市民行政相談 月~金曜日 8時30分~5時

市民生活相談(家事・民事)

月・木曜日 9時~4時

法律相談(予約制)水曜日 1時~4時

(裁判所で係争中の事件は除く)

人権・行政合同相談 21日(木) 10時~3時

不動産相談 19日(火) 10時~正午

税務相談 19日(火) 10時~3時

外国人相談 28日(木) 1時~4時

(英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語)

もめごと・しんぱいごと・なやみごと相談

26日(火) 9時~4時

市民よろず相談 16日(土)・17日(日) 9時~4時

(市民よろず相談のみ会場は国際文化会館の産業まつり会場)

商工観光課(電話は各相談室へ)

女性就業相談 水・金曜日 10時~4時

(☎22-1111・内線2724市役所2階相談室)

来所前に必ず電話を入れてください

高齢者職業相談 月~金曜日 9時~4時

(☎22-1111・内線2725市役所2階相談室)

住宅相談 12月12日(木) 10時~正午

(住宅の電気に関する相談も含む)

(☎22-2101・成田商工会議所)

パートサテライト(商工会館1階)

(☎22-8281)

パートタイマー職業相談 月~金曜日 9時~4時

消費生活センター(☎23-1161)

消費生活相談 月~金曜日 10時~4時

保険年金課(☎20-1526)

年金相談 水曜日 10時~3時

市民生活課(☎20-1527)

交通事故相談 12月3日(火) 10時~3時

社会福祉協議会(保健福祉館・☎27-7755)

心配ごと相談 木曜日 10時~3時

酒害相談 21日(木) 9時~正午

高齢者福祉課(☎20-1537)

介護相談 12月12日(木) 2時~4時

場所 セントアンナ在宅介護支援センター

(☎35-6071)

児童家庭課(☎20-1538)

家庭児童相談 月~金曜日 9時~4時

厚生課(☎20-1536)

戦没者遺族相談 25日(月) 10時~3時

開発協会(市体育館・☎26-7251)

健康体力相談 火曜日 9時~正午

教育指導課(☎20-1582)

就学相談(予約制)月・火・木曜日 9時~5時

教育センター

(市立図書館2階・☎20-6336)

教育相談(予約制)火曜日 9時~4時

教育相談室(☎28-3234)

(ニュータウンセンタービル6階)

教育相談 月~金曜日 10時~5時

(不登校相談も)

飼い主は愛情と責任を持って

11月は「動物による危害防止対策強化月間」



ぼくたちを捨てないで

犬・猫による危害・被害があつてを絶たないことから、県では11月

1日から30日まで県下一斉に、「動物による危害防止対策強化月間」を実施します。動物を飼っている人は、次の事項を必ず守るよ

うお願いします。

捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは家族の一員です。決して捨ててはいけません。動物をみだりに捨てること、動物の愛護及び管理に関する法律」により罰せられます。

犬・猫の引き取り

やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫については、動物愛護センターに引き取ってもらう方法もあります。

避妊・去勢

犬や猫を飼っている人で、繁殖を希望しない人は、避妊・去勢の

手術をお勧めします。

犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、人への危害や農作物の被害の原因となります。犬の放し飼いは絶対にしないでください。

犬のこころ傷

飼い犬が人をかんだときは、飼い主が保健所に届け出する義務があります。

犬の散歩

犬の散歩は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が行うようにし、犬の排せつ物は飼い主の責任で必ず始末してください。

また、猫についても他人の敷地などで排せつすることのないよう

飼い主は十分注意してください。

危険な動物の飼養許可

ニホンザル、カニワイザルなど

危険な動物に指定されている動物を飼育する場合は、知事の許可が必要です。

くわしくは佐倉保健所成田支所 ☎26-7231 または県動物愛護センター(☎93-5711)へ。

マイホームを取得した人へ

12月1日の申請から

利子補給額が変わります

市では、住宅金融公庫から融資を受けて市内に住宅を建設または購入した人に対し、返済する利子の一部に充ててもらおう補助金を支給する制度があります。

この制度で受けられる補助金は、これまで市と県から合わせて支給されていましたが、12月から県からの補助金が打ち切られるため、

12月1日の申請分から、支給額が今までの2分の1に減額されます。

利子補給を受けられる人は、次のすべての条件を満たす人です。

○市内にマイホームを所有する人

○住宅金融公庫から借り入れをした人

○市町村税を完納している人

○給与所得だけの人は、金消費契約前年の合計収入額が800万円以下であること。または、給与

以外の所得がある人は、金消費契約前年の合計所得額が600万円以下であること

なお、公庫でも、年金・財形・リフォーム融資は、対象になりません

金消Ⅱ 金銭消費借付当座権設定

くわしくは首領課(☎20-1552)へ。

くわしくは首領課(☎20-1552)へ。